

深セン経済特区の知的財産権保護業務 の強化についての若干規定

2008年7月1日施行

独立行政法人 日本貿易振興機構（ジェトロ）
広州事務所 知的財産権部編

※ 本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈等をできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報等の正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

深セン経済特区の知的財産権保護業務の強化についての若干規定

(2008年4月1日深セン市第4期人民代表大会常務委員会第18回会議採択)

第1条 知的財産権の保護業務を強化し、市場経済秩序を維持し、自主的なイノベーションを促進するため、深セン経済特区の実際状況に照らして、本規定を制定する。

第2条 市、区の人民政府（以下、「市、区の政府」という）は知的財産権の保護業務を国民経済及び社会発展の計画に組み入れ、知的財産権保護の教育、訓練、宣伝及び法執行業務を強化し、知的財産権保護のメカニズムを整備しなければならない。

第3条 深セン市の知的財産権合同会議（以下、「合同会議」という）を設立し、知的財産権の保護業務の業務規則、調整メカニズム等の重要事項を検討させ、決定させる。

合同会議は市の知的財産権、発展改革、貿易工業、教育、科学技術、情報、公安、司法行政、財政、文化、工商、品質技術監督、都市管理、法制及び税関等の関連組織により組織される。必要な場合、関連する社会団体、企業及び知的財産権の専門サービス機関を招請し、合同会議に列席させることができる。

合同会議は市政府により招集され又は市政府が委任する市の知的財産権部門により招集される。

第4条 以下のいずれかの状況がある場合、合同会議の構成員組織は専門業務会議を共同で開催するよう関連組織に要求することができる。

- (1) 重大な事件について協力する必要がある場合。
- (2) 事件の移送について協力する必要がある場合。
- (3) 特定の法執行行動を共同で展開する必要がある場合。
- (4) 共同で解決する必要があるその他の事項。

専門業務会議は提議した組織により組織される。

第5条 合同会議の構成員組織がその他の組織と合同で法執行を展開する必要があると判断した場合、当該組織に書面による申請を提出し、事件の性質、権利侵害が疑われる者、権利侵害が疑われる物品、初歩的に算定した事件にかかる金額等事件の基本状況及び合同で法執行を行う場合の関連要求を説明しなければならない。申請を受けた組織は3業務日以内に返答しなければならない。

以下のいずれかの状況がある場合、申請を受けた組織は合同での法執行に参加しなければならない。

- (1) 省レベル以上の部門が重点的に監督し、処理する事件。
- (2) 重点区域における特定の制裁活動。
- (3) 金額が非常に巨額である又はその他の非常に深刻な情状を有する事件。
- (4) 社会に重大な影響を及ぼす可能性のある事件。

第6条 知的財産権の保護情報の共有及び事件の手掛りの通報制度を構築する。合同会議の構成員組織は知的財産権事件に関する各自の処分結果等の業務情報を速や

かに交換し、かつ市の知的財産権部門が構築した法執行総合データベースに組み入れなければならない。

関連組織がその他の部門の管轄に属する事件の手掛りを発見したときは、管轄権を有する部門に速やかに書面により通報しなければならない。通報を受けた部門は速やかに調査を行い、かつ調査結果を書面によりフィードバックしなければならない。

第 7 条 市の知的財産権部門は知的財産権についての信用情報データベースを構築し、以下の内容を記載しなければならない。

(1) 法的効力を生じた行政処罰、行政処分決定で確認された権利侵害の事実及び処分結果。

(2) 法的効力を生じた司法裁判文書及び仲裁文書で確認された権利侵害の事実及び処分結果。

(3) その他入力する必要のある内容。

信用情報データベースは規定に従い、組織及び個人の問い合わせに供することができる。

市の知的財産権部門は信用情報データベースの関連内容を企業又は個人の信用情報照会システムに登録するよう関連機関に通知することができる。

第 8 条 市政府は国外における知的財産権保護のメカニズムを構築し、知的財産権の国外における保護の研究、予防及び対応を強化しなければならない。本市に関連する重大な国外における知的財産権の保護活動に対して、必要なサポートを提供しなければならない。

第 9 条 知的財産権を保護する関連組織は、企業、事業組織及び社会団体が内部予防及び保護のメカニズムを構築し、整備するよう奨励し、支持し、引導しなければならない。知的財産権の保護についての法律、政策、重大な事件等の関連問題についての研究、モニタリングを強化し、本市に対し重大な影響を及ぼす場合、関連規定に従って社会に速やかに公表し、あらかじめ警告しなければならない。

市の知的財産権部門は本市の知的財産権の保護状況について定期的に報告書を提出し、かつ社会に公表しなければならない。

第 10 条 知的財産権を保護する関連組織は、知的財産権の代理、コンサルティング、鑑定、評価等に従事する知的財産権の専門サービス機関に対する育成、指導及び監督を強化しなければならない。

市の知的財産権部門は関連部門と共同で、法により成立した知的財産権の専門サービス機関のリストを公表することができる。

第 11 条 業界協会は知的財産権の保護意識を高めるよう会員を指導及び協力し、知的財産権の保護制度を構築及び整備し、知的財産権の保護についての業務訓練、経験交流、政策法律コンサルティング等のサービスを展開し、会員が法により知的財産権を保護するよう協力しなければならない。

業界協会は定款に基づいて、知的財産権を侵害した会員を懲戒し、かつ懲戒状況を信用情報データベースに掲載するよう市の知的財産権部門に報告することができる。

第 12 条 知的財産権の保護及び知的財産権の侵害行為の取り締まりに大きく貢献し

た組織及び個人については、関連規定に従って褒賞を与えなければならない。

第 13 条 会議・展示会活動を請け負う組織又は個人は、会議・展示会活動が開始される 3 日前までに、会議・展示会活動の日時、場所、内容等の基本状況を市の知的財産権部門に書面により知らせなければならない。

会議・展示会活動への参加を申込み組織又は個人は、会議・展示会活動の請負組織に対して書面による承諾を提出し、その出展製品が知的財産権を侵害していないことを承諾しなければならない。書面による承諾を提出しなかった場合、会議・展示会活動の請負組織は会議・展示会活動に参加することをこれに許可してはならない。承諾に違反し又は虚偽の承諾を提供した場合、会議・展示会活動の請負組織はその参加資格を取消し、かつ片付けさせ会場から退場させなければならない。

第 14 条 会議・展示会の活動期間において、知的財産権の侵害行為が生じた場合、知的財産権を保護する関連組織は法により速やかに取り締まり、かつ処分結果を会議・展示会活動の請負組織に通知しなければならない。会議・展示会活動の請負組織はこれに協力しなければならない。

会議・展示会活動への参加期間において、知的財産権の侵害が知的財産権保護の関連組織により認定された場合、認定された日から 2 年間は本市における同種の製品の会議・展示会活動に参加してはならない。

第 15 条 組織又は個人に以下のいずれかの状況がある場合、3 年間は政府の投資工事を引き受けてはならず、市、区の政府はこれに対し褒賞、資金援助を与えたり、栄誉称号を授与してはならない。

- (1) 知的財産権を侵害し、犯罪を構成した場合。
- (2) 知的財産権を侵害し、行政処罰を二回以上受けた場合。
- (3) すでに発効し知的財産権の司法判決文書又は行政処分の決定の執行を拒否した場合。
- (4) その他知的財産権の侵害により、重大な社会的影響をもたらした場合。

第 16 条 政府の購買活動において、知的財産権を侵害する商品、工事及びサービスを購買してはならない。

サプライヤーが提供する商品、工事及びサービスが知的財産権を侵害することを知り、又は知るはずでありながら、依然として購買した場合、関連規定に従って直接に責任を負う担当者及びその他の直接の責任者の法的責任を追及する。

政府の購買活動において、サプライヤーは、提供する商品、工事及びサービスが知的財産権を侵害していないことを書面によって承諾しなければならない。書面による承諾を提供しない場合、政府の購買活動に参加してはならず、虚偽の承諾を提供し又は知的財産権を侵害していると関連組織により確認された場合、3 年間は政府の購買活動に参加してはならない。

第 17 条 法により公安機関に移送しなければならない知的財産権の侵害の疑いのある犯罪事件について、行政法執行部門は速やかに公安機関に移送しかつ以下の資料を提供しなければならない。

- (1) 事件移送通知書。
- (2) 事件調査報告書。調査報告書には事件に関わる金額、数量基準、法的根拠が含

まれなければならない。

- (3) 調査、質問記録の写し。
- (4) 権利侵害の疑いのある物品のサンプル、写真又はその他の証明資料。
- (5) 事件に関連する物品のリスト。

公安機関は上記の資料が提出された事件について署名の上受理し、かつ法により処理しなければならない。

第 18 条 公安機関が受理した知的財産権の侵害事件がその他の行政法執行部門の管轄に属する場合、速やかに移送しかつ以下の資料を提供しなければならない。

- (1) 事件移送通知書。
- (2) 事件の届出、事件の受理又は事件の立件資料の写し。
- (3) 調査、証拠収集資料の写し。
- (4) 証拠の調査・収集通知書及び証拠の調査・収集リストの写し。
- (5) 調査結果報告書又は説明書。
- (6) 封印、凍結、差押え財物のリスト及び関連する法律文書の写し。

その他の行政法執行部門は上記の資料が提出された事件について署名の上受理し、かつ法により処理しなければならない。

第 19 条 知的財産権保護の関連組織が証拠の収集を行う場合、具体的な状況に基づいて現場調査を行うことができ、調査を受ける組織又は個人はこれに協力しなければならない。現場調査を行う場合、権利者又はその代理人に協力するよう要求することができるが、調査対象の組織又は個人に同時に知らせなければならない。

公証機関は申請人による法律、法規の規定に合致する証拠保全申立に対して、3 業務日以内に証拠保全を行わなければならない。

第 20 条 知的財産権事件の当事者は関連する証明資料を事実通りに提供しなければならない。

当事者に以下の状況のいずれかがある場合、知的財産権を保護する関連組織は既に調査により明らかにされた事実、鑑定の結果及び権利者が提供した証拠等の資料に基づき、権利侵害を構成するか否か及び損害の結果等について認定しかつ行政処分を下すことができる。

- (1) 知的財産権侵害の疑いのある当事者が証拠を保有していても提供を拒否する正当な理由がないことを証明する証拠がある場合。
- (2) 所定の期間内に証明資料を提供し、事実について説明しない場合。
- (3) 調査の受け入れを拒否する場合。

第 21 条 技術秘密の権利者が、その技術秘密を侵害していることが疑われる相手方当事者が使用する技術がその技術秘密と同一又は実質的に同一であり、相手方当事者がその技術秘密に接触した可能性があること証明でき、かつ相手方当事者が以下のいずれの事項についても証明できない場合、技術秘密を侵害したものとして認定することができる。

- (1) 自らの開発研究により獲得したこと。
- (2) リバース・エンジニアリングにより獲得したこと。
- (3) 公開のルート又はその他の合法的なルートから獲得したこと。

第 22 条 技術秘密の権利者の損失額とは、権利侵害行為が技術秘密の権利者にもたらした損失額を指す。

技術秘密の権利者の損失額の計算は、その研究開発コスト、当該技術秘密の実施による収益、取得可能な利益、競争優位性を保持できる期間、技術秘密の譲渡又は許諾料、市場シェアの減少等の要素を総合して確定しなければならない。

技術秘密の権利者の損失額が計算できない場合、権利侵害者の違法経営額を技術秘密の権利者の損失額とする。

第 23 条 違法経営額とは、知的財産権の侵害行為の実施過程において、製造、保管、輸送、販売される権利侵害製品の価値を指す。すでに販売された権利侵害製品の価値は実際に販売された金額で計算する。製造、保管、輸送されまだ販売されていない製品の価値は、表示価格又は調査により明らかにされた権利侵害製品の実際の平均販売価格で計算する。表示価格を有しない又はその実際の販売価格を調査により明らかにできない場合、権利侵害対象製品の市場価格の中間価格で計算する。

権利侵害者が異なる時期において、複数回にわたって権利侵害行為を実施し、行政処分又は刑事処罰を受けていない場合、その違法経営額は累計して計算しなければならない。

第 24 条 知的財産権保護の関連組織が知的財産権の侵害事件を取り締まる場合、法により以下の法執行措置を講じることができる。

(1) 現場検査を行うこと。

(2) 当事者の経営記録、領収書、財務帳簿、契約書等の経営資料を閲覧、複製、一時的差押え又は封印保管すること。

(3) 当事者に規定の期間内に権利帰属証明資料を提供し又は事件の事実について説明を行い、かつ相応する資料を提供するよう命じること。

(4) 権利侵害が疑われる製品、物品を封印、差押え、登録保管すること。

(5) 測量、写真撮影、ビデオ撮影等の方法により現場での実地調査を行うこと。

第 25 条 権利侵害者が知的財産権の侵害により罰金を受けた後、行政処分決定書が発行された日から 2 年以内に同種の知的財産権を再び侵害した場合、関連知的財産権行政法執行部門は関連する法律、法規に規定される相応する罰金額の倍額にて処罰することができる。

法律、法規において法により権利侵害者に権利侵害行為の停止を命じることができると規定されているが、罰金処罰について規定していない場合において、権利侵害者が所定の期間内に権利侵害行為の停止を命じる行政処分決定の執行を拒否したときは、関連組織は 3 万元以上 10 万元以下の罰金を科すことができる。

第 26 条 知的財産権の権益が侵害された権利者は訴訟前、又は訴訟中において、裁判所に臨時の禁止令を申請し、権利侵害が疑われる者が裁判所により審決が下される前までその知的財産権を引き続き使用することを禁止することができる。

臨時の禁止令を申請する場合、規定に従って担保を提供しなければならない。

第 27 条 裁判所による知的財産権事件の審理において、国の関連組織が保管し、当事者が自ら取得できない及び客観的な原因により当事者が自ら収集できないその他の証

拠については、当事者の代理人弁護士が裁判所の発行する調査令状を持って調査、証拠収集を行うことができ、関連組織又は個人はこれに協力しなければならない。

第 28 条 知的財産権を保護する関連組織及びその職員が職権を濫用し、職務を懈怠し、私利のため不正を働き又は法執行過程において知り得た営業秘密を漏洩した場合、関連規定に従ってその主に責任を負う担当者及びその他の直接の責任者に行政責任を追究する。犯罪が疑われる場合、司法機関に移送し、法により処理する。

第 29 条 市政府は本規定に基づき関連する具体的な実施弁法を制定することができる。

第 30 条 本規定は 2008 年 7 月 1 日より施行する。